



発達障がいの受診に関する

よくある質問と回答



山形県立こども医療療育センター

## Q1 どんなときに受診を考えたらいいですか？

お子さんの発達に不安を感じる親御さんは多いと思います。

しかし、当然ながら子どもは成長の過程にあり、成長には個人差もありますので、現在の様子を見て性急に診断を求めるよりも、地域で子育てや発達に関するアドバイスや支援を受けてお子さんの成長を促し、必要な場合に医療機関の受診を検討されるほうが、お子さんが必要とする支援にスムーズにつながり、ご家族の不安や疑問にも寄り添った対応ができるものと考えます。

具体的には、以下のような対応をされることをお勧めします。



### 【未就学児】

未就学のお子さんの場合は、まずはお住まいの市町村の保健師に相談し、継続的に子育てのアドバイスを受けるほか、必要に応じて児童発達支援などの療育の利用や、ことばの教室などの地域資源を活用しながら、お子さんの成長を見守ってください。保育所等での困りごとがあれば保育所等と相談し、お子さんに合った対応をしていただいたうえで、それでもお子さんやご家庭での困り感があるなど、ご心配な場合は医療機関の受診についてお住いの市町村の保健師とご相談ください。

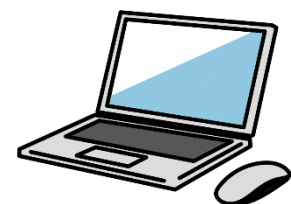
### 【学齢児】

小学生のお子さんの場合、まずは学校に相談し、担任の先生だけでなく学校全体でお子さんに合った対応を検討していただくほか、特別支援学校の巡回相談、スクールカウンセラー、ことばの教室など地域資源の活用を図ってください。放課後等デイサービスなどの療育の利用については市町村にご相談ください。

これらの対応を図ったうえで、なお、お子さんやご家庭での困り感があるなど、ご心配な場合は学校や地域の支援者と相談の上、医療機関の受診をご検討ください。

## Q2 こども医療療育センター以外に、発達障がいの診断や受診ができる医療機関はありますか？

発達障がいの診断・診療等ができる医療機関については、当センターのほか、県がホームページで公表している「[発達障がい児・者のための医療機関情報](#)」に紹介されていますのでご覧ください。



### Q3 こども医療療育センターへの受診の申込方法、申込みから受診までの流れを教えてください。

未就学のお子さんと小学生のお子さんとは、申込みの方法が異なりますので、ご注意ください。それぞれの申込方法は以下のとおりとなります。

#### 【未就学児】

未就学のお子さんについては、まずはお住いの市町村の母子保健担当課にご相談ください。市町村での相談において医療機関の受診が必要とされた場合は市町村を通してお申込みとなります。[\(未就学児の流れのPDFにリンク\)](#)

#### 【学齢児】

小学生のお子さんの場合は、学校やお住いの市町村にご相談いただいたうえで、受診をご希望の場合は直接、当センターに電話にてお問い合わせください。[\(学齢児の流れのPDFにリンク\)](#)



なお、Q2 で紹介されている他の医療機関への申込みは、当該医療機関にお問い合わせください。

### Q4 何歳まで受診申込みできますか？いつまで通院できますか？

当センターへの発達障がいに係る診察のお申込みは、初診時に小学校5年生までのお子さんとしています。そのため、お申込み時に小学校5年生でも、初診が年度をまたぎ、6年生以降となる見込みの場合は、受け付けることができません。

また、当センターを継続受診しているお子さんも、お子さんの状況を考慮し、小学校卒業～中学校卒業前後を目途に地域の精神科病院にご紹介しています。

これは、お子さんが成長し思春期以降になると、小児科での対応では不十分になってくるため、必要な医療が適切に受けられるよう行っている対応ですので、ご理解くださるようお願いいたします。



## Q5 申込みから受診まで、どれくらい期間がありますか？

申込み時の状況によりますが、発達障がいに係る診察の申込みは大変件数が多いため、申込みから検査・受診まで数か月程度待ち期間が生じる場合があります。お子さんや保護者の困り感の強い場合や症状等により、キャンセルが出た際などに早めの受診ができるよう調整する場合がありますので、ご相談ください。

なお、初診申込みの際に、問診票を始め必要書類の提出が必要となりますが、必要な書類が全て揃った方から受け付けし、検査や診察の日程を決定しておりますので、速やかな提出をお願いします。



また、受診までの期間、発達障がい者支援センターにおいて対応などのご相談に応じること可能です。

## Q6 受診後、どのような治療や訓練を受けられますか？

当センターでは、発達障がい等の診断結果をお知らせし(診断が見つからない場合もあります)、お子さんの発達特性やかかわり方の助言をお伝えすることができます。また、医師が必要と判断した場合はお薬の処方や、専門職種(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)による訓練を行う場合があります。

ですが、お子さんの発達や成長には、日々お子さんと接するご家族や園・学校、療育機関などが連携し、適切な接し方や対応を行うことが最も重要です。当センターとしては、受診を通し、支援者の方々がお子さんの特性や対応についての理解を深め、各支援者の連携を深めるお手伝いができればと考えています。



## Q7 受診すれば、すぐに診断がついて薬が処方され、問題行動が改善しますか？

受診した場合でも、発達障がいや知的障がいなどの診断が必ずつくわけではありません。診断がつく場合でも、園や学校、家での様子を確認し、何度か診察したうえでの判断となるため、診断がつくまでに期間を要する場合があります。

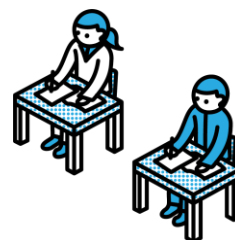
お薬については、医師が必要と判断した場合のみ処方しますので、受診しても必ずしも服薬が開始されるわけではありません。問題行動については、服薬により軽減することもあります。問題行動自体は治療の対象ではなく、薬だけで解決するものでもありません。

当センターを受診したお子さんの多くは、服薬やリハビリなどの医療行為は必要ではなく、地域での療育支援やお子さんに合った対応を行うことで十分成長や改善が見込まれます。家庭や学校・保育所など周囲の方が連携・協力して対応し、適切な関わりや支援、生活環境の改善などによりお子さんの成長や改善を図ることが重要です。



#### Q8 特別支援学級への在籍や通級の判断に必要なので、すぐに知能検査をしてほしいのですが？

当センターにおける発達検査は、医師の判断に基づき、診察に必要な検査を行いますので、学校・保護者の希望に応じられないことがあります。また、診察を伴わない検査のみの実施はできません。在籍判断等のため検査が必要な場合は、お住いの市町村教育委員会等にご相談ください。



#### Q9 療育（児童発達支援や放課後等デイサービス）を利用するために診断書が必要といわれたので、診断書を出してほしいのですが？

当センターでは、診断書発行のみの受診はお受けしておりません。既に当センターを受診している方の場合、診断書を発行することは可能ですが、文書料として実費（診断書の種別等により金額が異なります）の負担をお願いしています。

また、当センターを受診している方には、必要に応じお子さんの主な症状や必要な支援などを記載した『診療情報共有シート』をお渡ししていますので、診断書に代えて『診療情報共有シート』により、療育の必要性について市町村にご相談されることをお勧めします。

なお、診断名がついていないお子さんであっても、市町村の判断により、発達の遅れや支援の必要性が認められれば療育を受けることが可能であることが、厚生労働省の通知により各自治体に周知されています。療育の必要性については、乳幼児健診の結果等をもとにお住まいの市町村の母子保健担当やかかりつけ医にご相談のうえ、療育の利用にあたって診断書が必要かは市町村に十分にご確認ください。

(参考:厚生労働省「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和8年3月)」より抜粋)

## 2 対象となる障害児(法第4条第2項)

(略)・・・通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含むものとする。 (略)

## 3 通所給付決定の対象となる障害児であることの確認

(略)・・・手帳を有しない又は手当等を受給していない場合、市町村は、当該児童が支援を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。その際の障害の有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとする。

(略)

## 5 障害児通所支援の種類、内容及び対象者

### (1)児童発達支援

(略)

#### イ 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。

具体的には次のような例が考えられる。

- ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童

(略)

### (2)放課後等デイサービス

(略)

#### イ 対象者

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(専修学校及び各種学校をいう。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

## Q10 学校や保育所等が保護者の代わりに受診を申し込むことはできますか？

受診の申込みは保護者が行います。保育園や学校、関係機関が申込みを行うことはできません。ただし、保護者の状況により学校や関係機関が申込み書類の作成や日程調整などを支援する必要がある場合はご相談ください。なお、申込みから受診までの流れについては、Q3 をご覧ください。

医療機関の受診をお子さんの好ましい変化につなげるには、ご家族をはじめとする周囲の方の理解と適切な関わりが重要です。保護者の方は医療機関の受診の必要性について十分に納得したうえでお申込みください。

## Q11 なぜ問診票などの書類を事前に提出する必要があるのですか？

ご家庭の状況や現在までの発達状況、家庭や学校・保育所での様子など、多面的な情報を正確に把握することで、スムーズで正確な診療につなげることを目的としていますので、ご理解をお願いします。

これまでどのように支援してきたのか、その結果お子さんの発達がどのように変化したかも書いていただくと、より良い診療につながります。



## Q12 待ち期間があると聞いたので、とりあえず予約だけしたいのですが？



保育所やお住まいの市町村の保健師、学校にお子さんの発達についてご相談いただき、必要な対応を行ったうえで、医療機関の受診が必要な場合に受診のお申込みをお願いします。

受診の申込みにあたっては、当センター以外にも発達障がい診察や診断が可能な医療機関があり、他の医療機関の方が早く受診できる場合もありますので、「[発達障がい児・者のための医療機関情報](#)」をご覧ください、他の医療機関の受診を検討してもらって構いません。

ただし、受診を申し込むのは一つの医療機関のみとしてください。また、受診直前にキャンセルすることがないようご協力ください。直前にキャンセルをされると、他の方の受診を早める調整もできず、診察枠が無駄になってしまい、結果として他の方の待ち期間が長くなってしまうため、ご理解をお願いします。

### Q13 現在、他の医療機関に通院していますが、こども医療療育センターで診てもらえますか？

他の医療機関に通院している方が当センターを受診する場合、現在通院中の医療機関からの紹介状が必要です。保護者の方が医療機関に紹介状の作成を依頼してください。なお、当センターで受診後は、すでに受診している医療機関に戻ることをお勧めしていません。医師が転院が必要と判断した場合は、前の医療機関の意見を踏まえ診療を行います。

当センターとしては、治療方針の違いにより保護者が混乱することを避けるため、同一の発達障がいに対して複数の医療機関を並行して受診することはお勧めできません。



### Q14 きょうだいが発達が心配なので2人同時に申し込みたいのですが、2人の検査や受診を同じ日にしてもらえますか？

予約枠の都合上、ごきょうだいでも原則として別の日の予約となりますが、同日をご希望の場合はご相談ください。

ただし、予約枠を調整する必要があるため、検査や診察の予約日が通常よりも1か月～数か月程度、遅れる場合があります。

また、検査や診察の際は、お子さんそれぞれに付添いが必要です。

### Q15 検査や初診の当日はどれくらい時間がかかりますか？

検査の種類によって異なります。多くの検査は1時間半程度ですが、お子さんが場所に慣れるまで時間がかかったり、お子さんの機嫌により検査に時間がかかったりすることがあります。また、お子さんが単独で検査を受けることが可能な場合は、並行して別室で保護者からの聞き取りを行います。お子さんが保護者から離れて検査を受けることが困難な場合、保護者が付き添ってお子さんの検査を行った後に保護者からの聞き取りを行うこととなりますので、時間は多めに見積もった上でお越してください。

診察については、初診は1時間程度となりますが、診察の進行状況により、予約時刻よりも遅れる場合があります。予約時刻どおりの診察を心掛けておりますが、やむを得ず遅れる場合がありますのでご了承ください。



Q16 学校(保育所)での対応に困っているので、担任の教員や保育士が医師に相談することはできますか？

診療の内容は個人情報にあたります。また、学校や保育所のお考えを医療機関と保護者で共有することが発達支援においては重要と考えますので、当センターとしては、保護者が同席している場で学校や保育所のご相談に応じたいと考えています。

未就学児の場合、初診の際に市町村の保健師や保育所の保育士、児童発達支援事業所などの療育機関の支援者等の同行をお願いしており、再診以降も関係機関の同行が可能です(保護者が同意しない場合を除く)ので、医師に助言を受けたいことがあれば、診察に同行した際にお尋ねください。

学齢児の場合も、初診の際は原則として学校の担任教員等の同行をお願いしています。再診以降も教員等が診察時に同行し、助言を受けることができますので、特に学校でのお困りごとがある場合は必ず同行をお願いします(保護者が同意しない場合を除く)。

また、お子さんへの対応に関する相談については、発達障がい者支援センターでも相談員が対応し、アドバイスなどを行うことが可能ですので、ご相談ください。

